

## 保育士奨学金返済支援事業について

## 【事業内容】

奨学金を受け、市内の民間保育所、認定こども園、地域型保育事業所に新たに勤務することとなった保育士に、1人あたり月額15,000円（年間180,000円）を最長5年間補助するもの。

※事業費 年間180,000円×10人分 = 1,800,000円

※補助率 県：1/2 市：1/2

## 【事業の創設理由】

待機児童の解消に向けた保育人材の確保及び保育士が働きやすい環境を整備するため、本事業を創設するもの。

## 【対象者】（下記の全てに該当する方 ※在住要件はなし）

- ① 保育士資格取得のため、大学・短期大学・専門学校に奨学金の貸与を受けて修学した方
- ② 令和7年4月1日以降に市内の民間保育所等において、常勤の保育士として、新たに勤務することとなった方  
※常勤の保育士  
1か月の勤務時間数が120時間以上、又は、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する方
- ③ 過去に、常勤に限らず保育士としての勤務実績がない方
- ④ 類似の奨学金返済支援の補助を受けていない方

## 【対象となる主な奨学金】

日本学生支援機構奨学金、あしなが育英会奨学金、交通遺児育英会奨学金 など

## 【交付の流れ】 令和7年度の予定

- R7. 4月 各園に対し本事業の対象者を確認  
7月 対象者に交付申請を促す  
8月～9月 交付申請
- R8. 2月 交付決定  
4月 実績報告及び請求書の提出  
補助金の交付（併せて、次年度の交付申請も促す）